

令和7年度「水素等のGX新技術に係る危険物規制に関する検討会」(第2回)

【議事要旨】

1 日時 令和7年12月15日（月）14時00分から16時00分まで

2 場所 中央合同庁舎第2号館 3階 消防庁第一会議室

3 出席者

（座長）三宅 淳巳

（委員）片寄 雅之、田中 勇人、田淵 一人、辻 佳子、土橋 律、西 晴樹

4 配布資料

資料2-1-1 第1回検討会における主な意見（バイオエタノールの導入拡大に係る危険物規制）

資料2-1-2 ガソリンへのバイオエタノール導入拡大に向けた取組について

資料2-1-3 諸外国におけるバイオエタノールに係る規制・導入状況の調査報告（中間報告）

資料2-1-4 検討の方向性（バイオエタノールの導入拡大に係る危険物規制）

資料2-2-1 第1回検討会における主な意見（危険物規制に係る手続きの合理化）

資料2-2-2(1) 令和6年度の検討の振り返り

資料2-2-2(2) 事業所の認定要件（案）

資料2-2-2(3) 認定事業所であれば合理化できる変更工事（案）

資料2-2-2(4) 申請要件と運用基準（案）

資料2-2-2(5) 新たな制度の円滑な運用について（案）（事業所の評価に係る認定プロセスの整理）

資料2-2-3 円滑な運用に係る課題への対応（案）（危険物規制に係る手続きの合理化）

参考資料2-1-1 エタノール等を取り扱う給油取扱所の技術上の基準に係る運用について

（平成24年1月11日付け消防危第2号）

参考資料2-2-1 製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて

（平成14年3月29日付け消防危第49号）

参考資料2-2-2 危険物施設の変更工事に係る完成検査について

（平成11年3月17日付け消防危第22号）

5 議事

(1) 議事 1 バイオエタノールの導入拡大に係る危険物規制について

資料 2-1-1 及び資料 2-1-4 について、事務局から説明が行われた。

資料 2-1-2 について、資源エネルギー庁 資源・燃料部燃料供給基盤整備課から説明が行われた。

資料 2-1-3 について、野村総合研究所から説明が行われた。

質疑は以下のとおり。

【委員】

諸外国において、E10・E20 の導入にあたって、想定していない火災事故や漏洩事故の事例はあるか。

【事務局】

現時点において E10・E20 の導入が直接的に起因する火災事例は確認されていない。漏洩事故についても E10・E20 の導入を起因とする事故件数の増加は確認されていないが、引き続き調査する。

【委員】

E10・E20 はバイオエタノールが混合されていることにより泡消火による消火困難性があるとのことだが、どのように考えるか。また、エタノール濃度が高くなった場合の爆発危険について、どのくらいの濃度までであれば安全であるといったデータはあるのか。

【事務局】

E10 規格については今後規格の改正が予定されているほか、E20 についてはまだ規格化がされていない状況である。規格が決まった際には、諸外国の運用も踏まえた上で必要に応じて確認を行う。

【委員】

漏洩事故が多い部分は樹脂か金属部分か。

【事務局】

具体的な部分に関するデータは公開されていない。引き続き調査する。

【委員】

海外調査の中間報告の結果として、E10 導入にあたり、新たな設備を追加する必要はないという考え方か。

【事務局】

海外調査の中間報告においては、対応を要する課題点が挙がっておらず、現時点での追加対応は考えていない。

【座長】

今回は海外調査の中間報告という事であるが、確認事項や今後の進め方について指摘があった。第三回検討会に向けてまとめていただきたい。

(2) 議事2 危険物規制に係る手続きの合理化について

資料2-2-1及び資料2-2-3について、事務局から説明が行われた。

資料2-2-2について、危険物保安技術協会から説明が行われた。

質疑は以下のとおり。

【委員】

認定から更新までの期間が5年あるが、その間に事業者の体制等の確認を定期的に行うのか。その場合、どのような方法を考えているのか。

【事務局】

市町村長等（消防本部）が定期的に確認を行うことを想定している。例えば、消防が行う立入検査の機会に確認をすること等を考えている。

【委員】

市町村の認定に際し、第三者機関の活用を検討していることだが、その場合、消防機関が立入検査で認定制度に係る項目を確認することは困難ではないか。消防機関が確認する場合も、消防職員の負担軽減について工夫して欲しい。

【事務局】

消防機関の確認が円滑に行えるよう確認事項を整理する等の対応を考えている。また、消防と評価を行う第三者機関の情報共有も必要と考えている。

【委員】

事務局の説明によると、これまで許可申請が必要であった工事のうち、本制度を活用することで約75%が合理化できるという結果がでており、また、高圧ガス認定制度を活用できるといった観点からも事業者への負担も考慮しており、現実的な制度であると感じる。引き続き、事業者や自治体の声をしっかり聞いていただきたい。

【事務局】

了承した。

【委員】

今回の制度は、大規模事業所を対象としたものか。

【事務局】

高圧ガス認定制度を活用できるという観点からA、B認定を取得している比較的大規模な事業所であれば導入しやすいものと考えているが、他の事業者であっても自主保安体制が整っていれば活用していただきたいと考えている。

【委員】

資料2-2-2(4) P2「保安体制等に影響及ぼさない範囲」や資料2-2-2(3) P6「高度な専門的知識が要求されないもの」について、具体的なイメージはあるのか。

【事務局】

「保安体制等に影響及ぼさない範囲」については、組織内の人事異動等の体制に大きな影響を及ぼさないもの等を想定している。「高度な専門的知識が要求されないもの」については、大規模な屋外タンクの審査について、現状、各消防本部が危険物保安技術協会に審査を委託するような工事を想定し

ている。

【委員】

危政令 23 条を適用した部分の工事が合理化できるか否かについては、市町村長等が認めた場合となっている。事業者が消防本部に対して都度、合理化の可否について確認するということか。

【事務局】

類型化されたものであって保安上支障がない工事については、事業者の判断で合理化できると考えるが、それ以外の工事については、事業者から市町村長等への確認が必要と考えている。

【委員】(追加意見)

危政令 23 条の特例を適用した部分の変更工事について、行政手続法では、許認可等の判断に係る審査基準は具体的に定め、かつ、公にしておかなければならぬとされている中で、案では、「市町村長等が特に必要と認めるもの」としているが、「○○の危険性が高いもの」ように定性的に特定する形で規定する必要があるのではないか。

【事務局】

了承した。必要に応じて第 3 回資料にて修正する。

以上